

第 2 回 新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会 議事次第（案）

日時：令和 2 年 3 月 3 日（火） 15：00～

場所：農林水産省三番町共用会議所 大会議室

1. 開会
2. 議題
 - （1）新たな畜舎建築基準等のあり方について
 - （2）その他
3. 閉会

（配布資料）

- | | |
|------|------------------------------------|
| 資料 1 | 議事次第 |
| 資料 2 | 委員名簿 |
| 資料 3 | 新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会
開催要領（案） |
| 資料 4 | 新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会資料 |

- | | |
|--------|--------------------|
| （参考 1） | 畜舎施設のコストダウンにつながる提案 |
| （参考 2） | 畜舎建設規制緩和に関する要望書 |

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会

砂金甚太郎	全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
河野 守	東京理科大学工学部第二部建築学科教授
齋藤 一志	(株) 庄内こめ工房代表取締役、(有) いずみ農産取締役
坂本 修三	坂本産業(株) 代表取締役社長
清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻教授
高橋 利己	北海道建築士会遠軽支部長、高橋建築コンシール
田畑 佑介	(株) タバタ代表取締役
中野 隆二	(有) フォルムデザイン代表取締役
林 いづみ	桜坂法律事務所弁護士
藤田 毅	(有) フジタファーム代表取締役
本川 和幸	(有) 本川牧場代表取締役社長
三浦 啓	北海道建築士事務所協会副会長、三浦建築設計事務所
森 暢郎	(公社) 日本建築家協会副会長
森田 茂	酪農学園大学農食環境学群循環農学類教授
山氏 徹	全国肉牛事業協同組合理事長

(五十音順、敬称略)

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会開催要領（案）

1 趣旨

令和元年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画において「農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。」とされたところである。

これを踏まえ、国際競争力の強化など畜産振興に資する新たな畜舎建築基準等のあり方について検討を行う。

2 検討内容

- (1) 畜舎等に関する規制の見直しについて
- (2) 新たな畜舎建築基準等のあり方について
- (3) 国際競争力の強化など畜産振興について
- (4) その他

3 検討委員会の構成

- (1) 検討委員会は別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 検討委員会には座長を置く。
- (3) 座長は互選により選任する。
- (4) 座長は検討委員会の議事を運営する。
- (5) 座長は必要に応じて、委員の追加をすることができる。

4 検討委員会の運営

- (1) 検討委員会は公開とする。
- (2) 会議の資料は、終了後ホームページにより公表する。
- (3) 会議の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページで公表する。
- (4) 検討委員会の運営に著しい支障があると認められる場合等検討委員会において必要と判断したきは、会議や資料を非公開とすることができる。
- (5) 委員は、当該委員による説明の補助を行う者を検討委員会に参加させることができる。
- (6) 座長は、必要に応じ、委員以外の者に発言を求めることができる。
- (7) この検討委員会の庶務は、農林水産省生産局畜産部畜産企画課及び公益社団法人中央畜産会が行う。
- (8) この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、令和2年〇月〇日から施行する。

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する 検討委員会資料

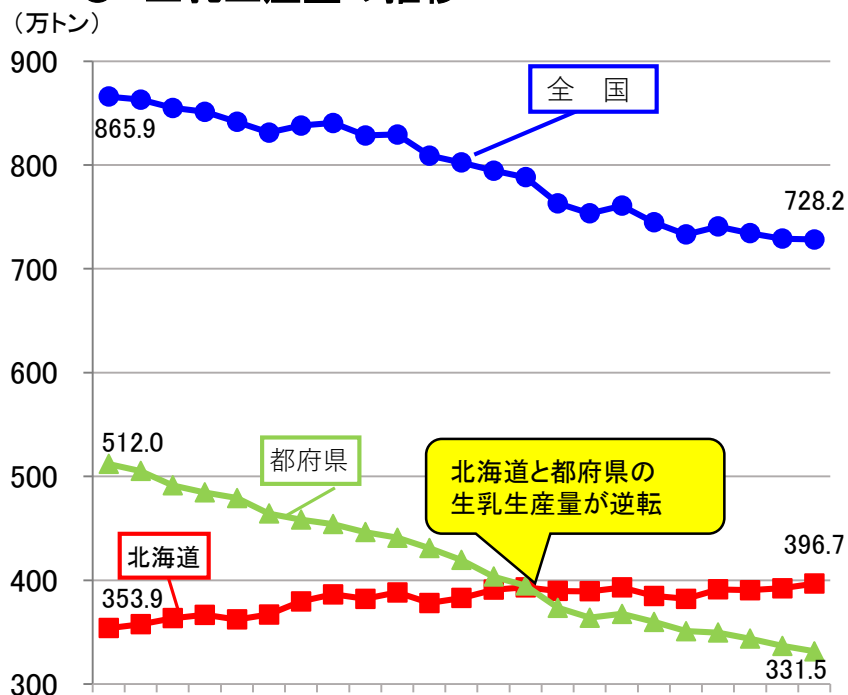
**2020年3月3日
農林水産省**

酪農の現状について

1. 生乳生産量と道外移出量の推移

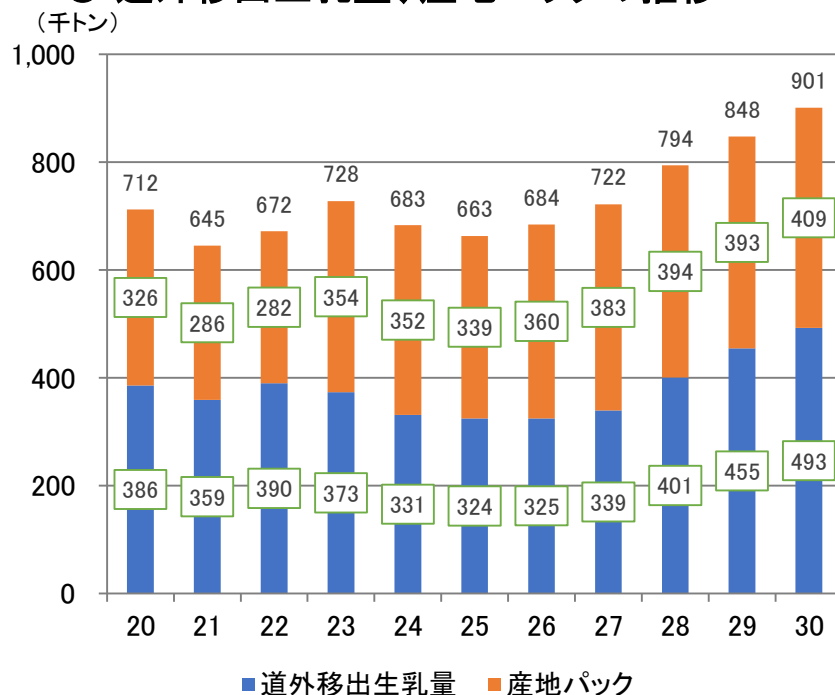
- 生乳生産量は、北海道において増加傾向で推移しているが、都府県においては減少傾向を示しており、全国的には減少傾向で推移。
- そのため、都府県の需要を補うため、北海道から都府県へ生乳や産地パックの移出が増加しているが、移送能力も限界に近づきつつある。

○ 生乳生産量の推移



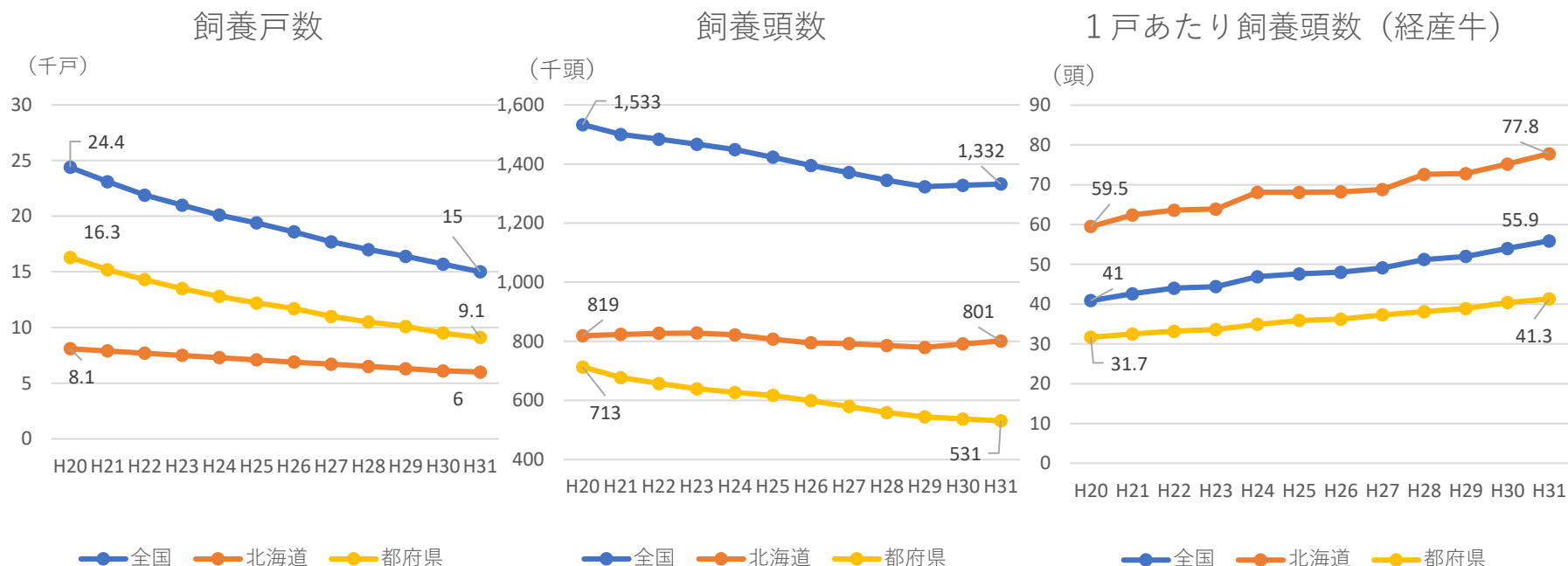
8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

○ 道外移出生乳量、産地パックの推移



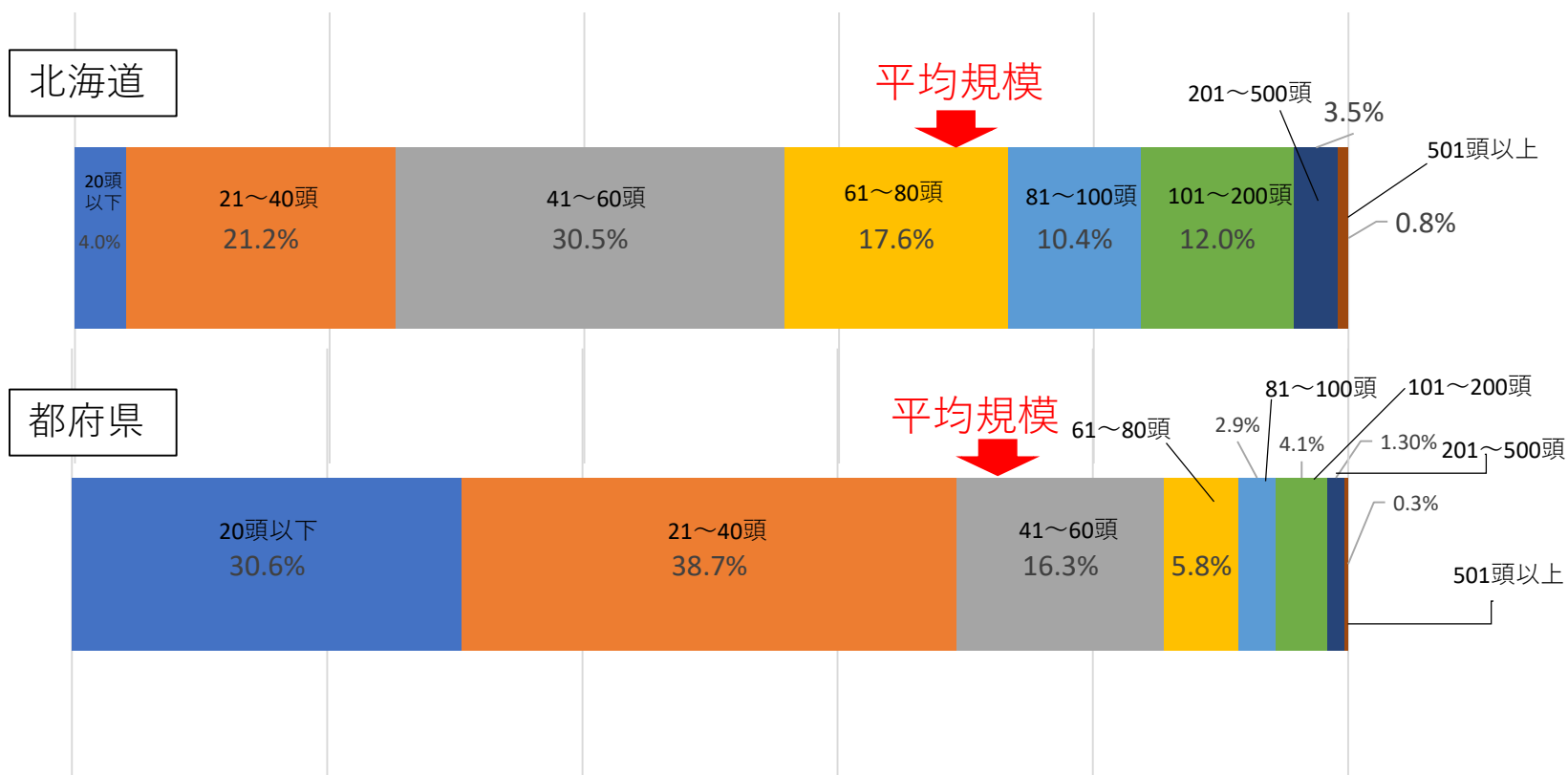
2. 乳用牛の飼養戸数、頭数

- 飼養戸数は、全国的に減少傾向で推移。また、飼養頭数は、都府県で減少傾向で推移するものの、北海道では近年微増してきている。
- 1戸あたり飼養頭数は全国的に年々増加傾向で推移しており、1戸あたりの規模拡大が進展。
- 1戸あたりの規模拡大にあわせて、新たに建設される畜舎のコスト低減が急務。



3. 酪農経営体の飼養規模

- 北海道における平均飼養規模(77.7頭)を下回る経産牛80頭以下層の戸数は、約7割
- 都府県における平均飼養規模(43.4頭)を下回る経産牛40頭以下層の戸数も、約7割
- 北海道、都府県双方において、依然として経営体の中心は、中小規模経営。



4. 酪農経営の国際比較

- 北海道の1農家当たりの経産牛飼養頭数はEU内の酪農国であるフランスやドイツの水準を上回っている。
- 日本の生乳生産コストは、主要酪農国と比べて高い。

酪農の国際比較(平成29年)

区分	単位	オランダ	フランス	ドイツ	カナダ	NZ	日本 (全国)	日本 (うち北海道)
経産牛飼養頭数	千頭	1,694	3,594	4,199	957	4,861	852	459
飼養農家戸数	千戸	18	57	66	11	12	16	6
1農家当たりの経産牛飼養頭数	頭	97	<u>63</u>	<u>64</u>	<u>87</u>	415	52	<u>73</u>
生乳生産量	千トン	14,501	24,987	32,661	9,902	21,515	7,290	3,922
1頭当たりの平均搾乳量	kg	8,560	6,952	7,778	10,347	4,426	8,581	8,518
生乳の生産コスト	円/kg	52.6	<u>56.5</u>	<u>52.3</u>	<u>62.3</u>	34.2	88.8	<u>81.0</u>
	うち労働費 円/kg	9.7	<u>8.7</u>	<u>10.0</u>	<u>11.5</u>	7.1	19.9	<u>18.0</u>

出典：国際酪農連盟(IDF)「世界の酪農情況」、European Milk Board「What is the cost of production milk?」、EU DAIRY FARMS REPORT、「Canadian Dairy Commission」、「Cost of production」、Dairy NZ「farmfact」、農林水産省「牛乳乳製品統計」、「畜産統計」、「畜産物生産費統計」

5. 酪農の飼養形態とその割合

○ 飼養形態は、つなぎ飼いが約8割を占め、フリーストールが2割まで増加したが、近年は横ばいで推移。

飼養形態 (*1)	つなぎ飼い	フリーストール		放牧主体 (*2)
			うち搾乳ロボット	
				
1戸当たり 経産牛飼養頭数	約40頭/戸 〔キャリロボや自動給餌機等 により100頭程度まで可能〕	約100頭/戸	約100頭/戸 〔一台で約60頭の搾乳可能〕	約50頭/戸
1頭当たり平均乳量	約8,500kg/年	約8,900kg/年	約9,100kg/年	約7,600kg/年
飼養形態割合	78%	19%	5% (フリーストールに占める割合)	約3%
メリット	・飼料給与や繁殖確認等の個体管理が容易 ・牛1頭当たりの施設面積が小さくて済む	・搾乳や給餌の労力が減少、牛のストレスも軽減 ・発情行動がわかりやすくなる	・搾乳作業の実働が極めて少なくなり、労働時間が短縮 ・搾乳回数の増加(3(回/日)程度)により、乳量が増加	・牛が自ら採食するため、飼養管理、飼料生産の省力化 ・購入飼料費の削減
デメリット	・人が動くことが必要であり、搾乳や給餌に労力がかかる	・設備投資額が大きくなる ・つなぎ飼いのような個体管理が困難(群管理)	・設備投資額が大きくなる ・乳用牛をロボットに馴れさせることが必要	・1頭当たりの乳量が低下 ・搾乳施設の周辺に、まとまって整備された放牧地が必要

*1 飼養形態には、このほか、つなぎ飼いとフリーストールの併用といったもの(約3%)がある。

*2 放牧は、昼夜放牧、夜間放牧等の様々な放牧形態を含んだものである。

資料：H29年度酪農全国基礎調査(中央酪農会議)を基に牛乳乳製品課で再集計(欠損値は集計から除外している)、飼料課調べ

6. 飼い方に応じた機械①

○ 機械化の進展に伴い、飼養管理方法に応じた各種省力化機械が普及

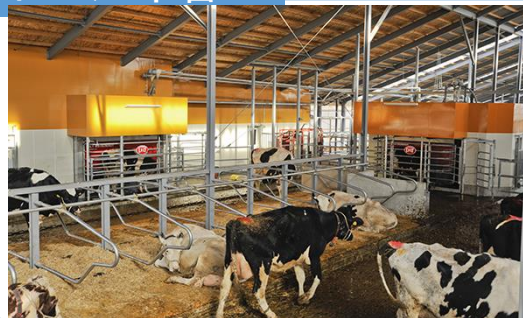
つなぎ牛舎



搾乳ユニット搬送装置

6. 飼い方に応じた機械②

フリーストール牛舎



搾乳ロボット



自動給餌器



7. 国による省力化機械等の導入支援措置

- 国においても、畜産における省力化機械導入促進のため、様々な支援を措置
- しかしながら、施設の補改修・増築等に大きな予算がかかり、機械導入を断念するケースもある
- そのため、省力化機械導入の促進、畜産振興の観点からも、畜舎建築基準等の緩和が必要

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）

令和2年度予算案
5,500百万円

- 酪農家における労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備を支援。
- 集合施設で搾乳などに関する作業を共同で省力的に行うモデル的な取組を支援。

省力化機械装置導入と一体的な施設整備

施設の補改修・増築等

- ・既存の施設では省力化機械装置の性能が十分に発揮されない
(例)
- ・通路が狭すぎてロボットの搾乳区域手前で牛が渋滞。
- ・牛舎の強度不足でレール式の大型・高効率の機械を導入できない。



【搾乳ロボット】



【ミルクングパーラー】



【搾乳ユニット搬送装置】



【自動給餌機】



【ほ乳ロボット】
※レール式のもの

(施設と一体整備の必要のない餌寄せロボット、発情発見装置、分娩監視装置等は対象外)

8. 省力化機械導入による作業時間の効果(第1回検討会資料抜粋)

畜舎内で行う主な作業と当該作業に係る省力化機械



搾乳



搾乳ロボット

作業時間を7割削減※
(例: 4時間/日・人→1時間強)



給餌



自動給餌器

作業時間を7割削減※
(例: 30分/日・人→5分弱)



ほ乳



ほ乳ロボット

作業時間を8割削減※
(例: 10分/日・人→2分)



清掃



バンスクレイパー
(ふん尿搬出装置)

作業時間が8割削減※
(例: 20分/日・人→20分/週・人)

※ 作業時間の削減割合については、メーカーの仕様書等を基に試算したものであり、必ずしも実態を表すものではない。

酪農・畜産政策について

9. 農業及び畜産業(畜種別)についての政策体系

- 農業一般については、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画、各畜種については、それぞれの振興法に基づく基本方針を策定。
- 基本計画等においては、それぞれの施策に係る基本的な方針や政府が講ずべき施策等を記載。

法律及びそれに基づく
基本計画・基本方針

【農業一般】

- 食料・農業・農村基本法

→ 食料・農業・農村基本計画

【酪農・肉用牛】

- 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

→ 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本方針(酪肉近)

- ・需給の長期見通し
- ・生産数量、飼養頭数の目標
- ・近代的経営の基本的な指標

等について
定める。

【養豚】

- 養豚農業振興法

→ 養豚の振興に関する基本方針

- ・生産基盤の整備、競争力強化
- ・養豚農家の能力向上と経営の強化
- ・国内由来飼料の利用増進
- ・衛生管理の高度化

等について
定める。

【養鶏】

- 養鶏振興法

- ・種卵及び鶏のひなに関する表示
- ・標準鶏の決定
- ・ふ化業者の登録

等について
定める。

【食料・農業・農村基本計画】

- 次の事項について、審議会での議論を経て策定(おおむね5年ごとに見直し)
 - ー 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 等

～(基本計画の本文中における畜産関係の記載)～

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

経営感覚を持ち自らの判断でチャレンジしていく農業経営者が活躍できる環境の整備と国産農産物の競争力の強化に向けて、担い手の育成・確保、(中略)、農業の生産・流通現場の技術革新等の実現などを総合的に推進する。

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

② 畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化

畜産について、高齢化等による離農や後継者不足等を背景に農家戸数や飼養頭数が減少していることから、畜産農家を始めとして、地域に存在するコントラクター等の外部支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携、結集し、地域全体で畜産の収益性を向上させる取組(畜産クラスター)の推進等により競争力を高め、生産基盤の強化を図る。

その際、新規就農者等の確保や経営資源の円滑な継承を促進するとともに、搾乳ロボット等の省力化機械の導入・活用、外部支援組織の活用を通じた労働負担の軽減を推進する。

性別別受精卵・精液を活用した優良な乳用後継牛の確保や、和牛受精卵を活用した和牛の生産拡大、ICTの導入、活用等による飼養管理の高度化、多様な消費者ニーズに的確に対応した生産等を推進する。、(以下略)、

10. 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(平成27年3月)

- 酪肉近においては、近代化に関する基本的な指針(生産基盤強化策等)や目標年度(10年後)における生産数量目標、飼養頭数目標及び経営の基本的指標等を定めている。

【酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本方針(酪肉近)】

- 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき、次の事項について、審議会での議論を経て策定(おおむね5年ごとに見直し)
- ー 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針
 - ー 生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標
 - ー 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標 等

乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数目標・生乳及び牛肉の生産数量目標 (平成27年3月策定の酪肉近から抜粋)

地域名	飼養頭数目標 (単位: 万頭)				生乳生産数量目標 (単位: 万トン)		牛肉生産数量目標 (単位: 万トン)
	乳牛		肉用牛		現状 (25年度)	目標 (37年度)	目標 (37年度)
	現状 (25年度)	目標 (37年度)	現状 (25年度)	目標 (37年度)			
北海道	79.5	74.3 ~ 82.1	51.0	46.0 ~ 50.8	384.9	380.0 ~ 420.0	-
東北	11.0	9.5 ~ 10.5	34.7	32.7 ~ 36.1	59.8	55.0 ~ 60.8	-
関東	20.9	18.2 ~ 20.1	31.9	29.0 ~ 32.0	129.1	119.1 ~ 131.6	-
北陸	1.5	1.3 ~ 1.5	2.2	2.0 ~ 2.3	9.8	9.0 ~ 9.9	-
東海	4.2	3.7 ~ 4.1	10.7	9.8 ~ 10.9	29.6	27.3 ~ 30.1	-
近畿	3.0	2.6 ~ 2.9	8.3	7.8 ~ 8.7	19.3	17.6 ~ 19.5	-
中国・四国	7.1	6.2 ~ 6.8	18.6	17.0 ~ 18.7	43.1	39.7 ~ 43.9	-
九州	12.3	10.7 ~ 11.8	99.3	94.7 ~ 104.7	69.2	64.3 ~ 71.1	-
全国計	140	133	257	252	745	750	52

11. 次期酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(案)

- 現在議論している次期酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針においても、新技術の実装等による生産性向上を後押しすることを明記。

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の構成(案)

(食料・農業・農村政策審議会畜産部会資料(1/30)から抜粋)

I 生産基盤強化策

1 酪農の方向性

牛乳・乳製品の安定供給、乳製品需要に国産生乳で対応するため、「都府県酪農の生産基盤の回復」、「北海道酪農の持続的成長」、「全国の酪農経営の持続的な経営展開」を目指し、都府県の既存牛舎の空きスペースを活用した増頭、外部支援組織の育成、性判別技術の活用、経営資源の継承等を推進

2 肉用牛の方向性

新たな国際環境下における牛肉の安定供給、新たな市場獲得のため、「和牛の繁殖雌牛の増頭」、「和牛肉生産量の増大」、「輸出の大幅な拡大」を目指し、中小規模の家族経営や公共牧場・外部支援組織等の活用も含めた増頭、酪農経営による和牛受精卵の利用、経営資源の継承等を推進

3 生産基盤強化の具体策

(1) 肉用牛・酪農経営の増頭・増産

・繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭推進、和牛受精卵の増産・利用推進、公共牧場等のフル活用による増頭・増産 等

(2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成と経営資源の継承

・**新技術の実装等による生産性向上等**

・投資の後押し等による規模拡大の推進、経営能力の向上 等

(3) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

・外部支援組織の新技術の実装、酪農ヘルパーの要員確保等の外部支援組織の育成・強化 等

(4) 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

(5) 国産飼料基盤の強化

・適正な草地更新や適期収穫、優良品種の普及、草地整備等による低コストで安定的な自給飼料生産の一層の推進 等

(6) 経営安定対策の適切な運用

12. 基本計画等を実現するための支援スキーム(予算等の支援措置)

肉用牛対策		畜産関係 R 2 予算及び R 元補正予算等の概要		酪農対策	
1. 和牛の繁殖雌牛への「増頭奨励金」の交付（基金）【補正:54億円】 ● 和牛の優良な繁殖雌牛の増頭（導入・保留）：24.6万円/頭（繁殖雌牛飼養頭数50頭未満） 17.5万円/頭（〃 50頭以上） （関連事業）簡易牛舎整備の上限基準単価を引上げ（2.0万円→2.5万円/m²）【alic: 36億円の内数】 優良な繁殖雌牛の導入（4万円/頭、5万円/頭）（増頭要件なし）【同上】 2. 地方公共団体の公共牧場・試験場等のフル活用【補正:20億円】 ● 繁殖雌牛の導入費用の一部（補助率1/2以内、上限24.6万円/頭）、畜舎・機械、草地、受精卵用機器の整備等を支援（補助率1/2）。 3. 和牛受精卵の増産・移植の推進【補正:34億円】 ● 乳牛、交雑牛、高齢和牛、闘牛への和牛受精卵の移植費用の1/2を支援（上限7万円/頭、性別別和牛受精卵は上限10万円/頭） ● 供卵牛を提供する繁殖農家に対し支援（4万円/頭） 4. 中小規模、家族経営への支援 ● 畜産クラスター事業の拡充【補正:409億円】 ・規模拡大要件の緩和（いずれか低い方） 都府県:「地域平均」又は「北海道を除く平均の8割」（繁殖11.5頭、肥育102.1頭） 北海道:「地域平均」又は「道内平均の8割」（繁殖28.8頭、肥育247.7頭） ・個人の畜舎・堆肥舎に関しては、基金からの活用も可能（基金対応が望ましい計画を優先）。 5. 和牛遺伝資源の流出防止【alic: 21億円】 ● 和牛精液等流通管理システムの構築、精液等の容器への印字機器の整備等を支援(補助率1/2) 6. 生産現場と結びついた流通改革【当初:30億円、補正:50億円】 ● 畜産農家・家畜市場の連携の下で行う家畜市場の再編整備を支援（補助率1/2）。 ● 畜産農家・食肉処理施設・食肉流通業者の3者がコンソーシアムを組織して行う食肉処理施設の再編整備を支援（補助率1/2）。		1. 都府県酪農の乳用後継牛への「増頭奨励金」の交付（基金）【補正:54億円】 ● 乳用後継牛の増頭：27.5万円/頭 （都府県の成牛120頭以下の経営を対象。初妊牛を市場から導入した場合に限る。） （関連事業）簡易牛舎整備の上限基準単価を引上げ（2.0万円→2.5万円/m²）【alic: 45億円の内数】 後継者の初妊牛導入（5万円/頭×10頭まで）（増頭要件なし）【同上】 2. 国産チーズの競争力強化【補正:150億円の内数】 ● 酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化に向けた取組（12円/kg等）、チーズ製造の生産性向上に必要な施設整備等（大企業は除く）を支援（補助率1/2）。 3. 中小規模、家族経営への支援 ● 畜産クラスター事業の拡充【補正:409億円（ほかに国産チーズ振興枠90億円）】 ・規模拡大要件の緩和（いずれか低い方） 都府県:「地域平均」又は「北海道を除く平均の8割」（経産牛33.0頭） 北海道:「地域平均」又は「道内平均の8割」（経産牛62.2頭） ・個人の畜舎・堆肥舎に関しては、基金からの活用も可能（基金対応が望ましい計画を優先）。 ● 牛舎内の飼養環境の改善、供用期間の延長等を支援（補助率1/2）【alic: 45億円の内数】 ● 性別別精液による効率的な後継牛生産を支援（補助率1/2）【補正:34億円】 ● 育成牛の広域預託を支援（補助率1/2）【alic: 45億円の内数】 4. 楽酪GO事業【alic: 55億円】※共通の省力化、ICTの事業も活用可 ● 労働負担軽減・省力化に資するロボット等の先端技術の導入等を支援（補助率1/2） 5. 酪農ヘルパー対策【alic: 45億円の内数】 ● 新人ヘルパー要員の研修手当（補助率1/2、上限37,500円/月）・住宅通勤手当（補助率1/2、上限33,000円/月）、傷病時の負担軽減（補助率1/4）等を支援。 新たに内定者向け研修、外国人材の活用に向けた取組等を支援（補助率1/2等）。 6. エコ酪事業【当初:62億円】 ● （北海道40a/頭、都府県10a/頭以上の場合）酪農家が行う環境負荷軽減の取組を支援（1.5万円/ha）		共 通	
1. 経営継承対策【補正:62億円】 ● 地域での家族経営資源の継承 ・後継者不在の家族経営が地域の担い手に5年以内に経営資源を継承する見込がある場合、畜舎・堆肥舎、バラー等の整備を支援（補助率1/2、規模拡大は不要）。 2. 省力化、ICT【当初:30億円】 ● 労働負担軽減・省力化に資するロボット等の先端技術の導入等を支援（補助率1/2） 3. 畜産物の輸出促進【補正:40億円の内数】 ● 輸出先国が求める衛生水準を満たす食肉処理施設の整備等を支援（補助率1/2）。 4. 畜産生産力・生産体制強化対策事業【当初:9億円】 ● 国産飼料の増産と利用拡大、家畜・鶏の改良、肉用牛一貫生産の体制整備を支援 5. 災害対策 ● 非常用電源の整備等に対する支援（補助率1/2）【alic: 46億円】		6. 家畜排せつ物対策 ● 畜産環境対策総合支援事業【補正:22億円】 ・畜産農家が耕種農家や肥料メーカーと協力し、高品質な堆肥の広域流通（輸出を含む）に取り組む場合、堆肥舎やベレット製造機等の整備を支援（補助率1/2）。 ● 農山漁村地域整備交付金のうち畜産環境総合整備事業（公共事業）【当初:943億円の内数】 ・都道府県や農業公社が、農家が共同利用する堆肥舎（市町村、農協所有を含む）の整備を支援（補助率1/2等）。（事業参加者数等を要件緩和:10人→3人） ● 堆肥舎等長寿命化推進事業【alic: 2億円】 ・農協等が農家の堆肥舎の補修用の資材（上限事業費10千円/m²）、簡易堆肥舎の新設用資材（上限事業費25千円/m²）を共同購入する場合、資材費を支援（補助率1/2）。 ● 畜産クラスター事業（環境優先枠20億円） ● 畜産バイオマス地産地消緊急対策【補正:10億円】 ・エネルギーの地産地消に資するバイオガスの導入等を支援（補助率1/2）。			
畜産・酪農経営安定対策					
1. 加工原料乳生産者補給金、加工原料乳生産者経営安定対策【所要額:375億円】		2. 肉用子牛生産者補給金【所要額:662億円】		3. 牛マルキン【所要額:977億円】	
4. 豚マルキン【所要額:168億円】		5. 鶏卵生産者経営安定対策事業（基金）【当初:52億円】			

13. 畜産振興における畜舎建築基準緩和の位置づけ

- 上述のとおり、畜産業振興を目的とした各種施策については、法律に基づく基本計画・基本方針に即して講じている。
- 畜産業の振興という目的を実現する1つのツールとして、今回の畜舎建築基準の見直しを検討。

基本計画・基本方針に基づく各施策

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針 構成案(再掲)
(食料・農業・農村政策審議会畜産部会資料(1/30)から抜粋)

3 生産基盤強化の具体策

(1) 肉用牛・酪農経営の増頭・増産

- ・繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭推進、和牛受精卵の増産・利用推進、公共牧場等のフル活用による増頭・増産 等

(2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成と経営資源の継承

- ・新技術の実装等による生産性向上等
- ・投資の後押し等による規模拡大の推進、経営能力の向上 等

(3) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

- ・外部支援組織の新技術の実装、酪農ヘルパーの要員確保等の外部支援組織の育成・強化 等

(4) 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

(5) 国産飼料基盤の強化

- ・適正な草地更新や適期収穫、優良品種の普及、草地整備等による低コストで安定的な自給飼料生産の一層の推進 等

(6) 経営安定対策の適切な運用

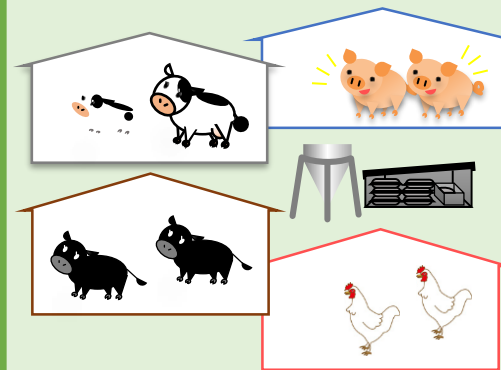
予算



畜舎建築基準の見直しを通じた増頭・新技術等の実装等の促進

経営コストの低減

畜産業振興の実現

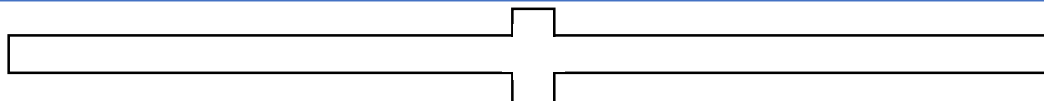


新制度のあり方について

14. 建築基準法の枠外で畜舎等を規律する考え方

畜産業の特徴

- 畜産業は、家畜を利用する産業であり、防疫、糞尿処理等のためにも建築物(畜舎等)が必要
- 畜舎内は防疫管理のため、関係法令により不特定多数の者が立ち入ることが制限

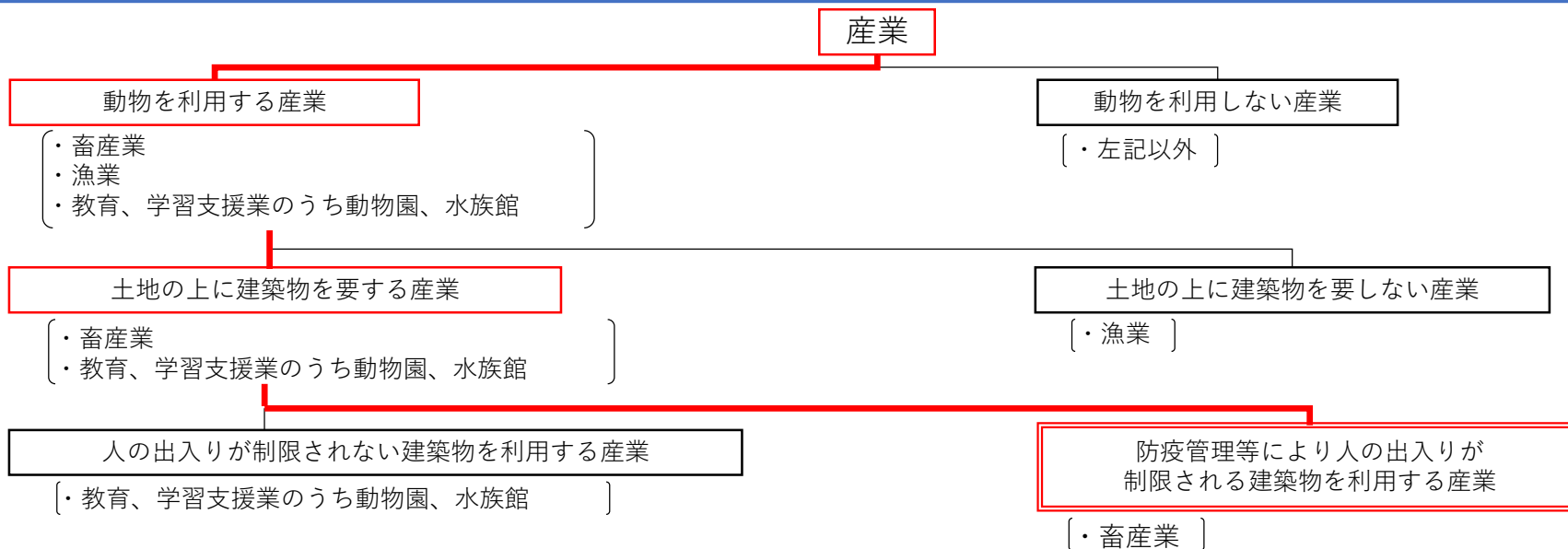


政策課題

- 機械化(自動化)の促進による畜舎内での作業時間の低減 ⇒ 規模拡大
- 一方で、機械導入等のために畜舎の新・増改築のコストを低減させる必要

対応

畜産振興の観点から、周辺の土地利用への影響を考慮した上で、機械化等により畜舎内での作業時間を低減させる利用計画を作成し、それを遵守することを条件に、建築基準法の規律の外で、新たな制度による畜舎等の建築も可能となるよう措置。



15. 対象とすべき畜舎の規模

- 現場のニーズを踏まえた緩和基準とすべき
- 農家の経営規模によって適用に差を設けるべきではない
- 現行の建築基準法の下で畜舎の建築基準は限界まで緩和されている
- 一定の高さ以上の畜舎については、建築基準法の建築物として扱うのが適当ではないか

現場のニーズ

- ・ 開口部が多く、ほとんど壁がないという畜舎の構造に鑑みれば、建物の変形角の基準を対象外とできるのではないか
- ・ 近年、畜舎とロータリーパーラーを移動通路でつなぐことが増え、複数の建物が一体のものと扱われ、構造適合性判定の対象となり数百万のコスト増
- ・ 建築基準法第22条区域が一律で大きな範囲を占めているのが実情。告示で防火措置に関わる緩和がされているが、周辺環境に合わせた緩和をお願いしたい
- ・ 工作物か建築物かの判断基準が行政庁によって異なり、農家は予見性確保が困難。
- ・ 実質的にJIS規格の建設資材以外の参入が困難

当省の考え方

- 例えば、平屋の畜舎について、
 - ・ 新たな制度の対象となる高さや開口部の大きさ、延床面積の基準の設定
 - ・ 手続の簡素化
 - ・ 最低限求められる構造 等について検討できるのではないか
- 新たな制度に基づく基準を定めることで、判断基準が異なることを避けることができるのではないか



(参考) ロータリーパーラー

16. 対象とすべき畜舎のエリア①

- 都市計画区域の内外で規制に差を設けるべきではないか
- 気象条件によっても構造基準には大きな差があるので、新たな基準を設けるのであれば地方ごとに設定すべきではないか

現在の緩和された畜舎の基準

- ・ 市街化区域を除外
- ・ 居室等を設けることができない
- ・ 1階建て（平屋）
- ・ 高さ13m、軒の高さ9m以下
- ・ 1,000㎡以上の木造建築物における防火壁が不要
- ・ 地域によって風荷重、積雪荷重について差

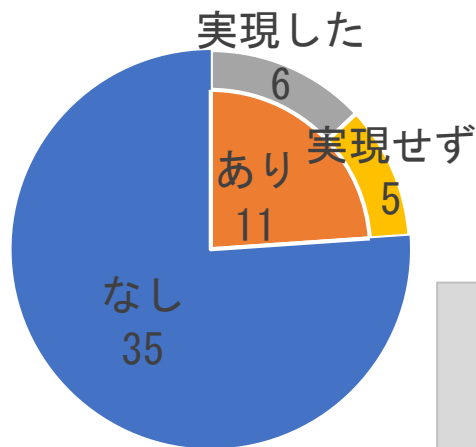
当省の考え方

- ・ 市街化区域のほか、用途地域等（都市計画法第8条第1項に規定する地域地区等）は新制度の対象外とする。
- ・ これまで同様、居室等人が恒常的に立ち入る部屋は設けないこととする。
- ・ 地域によって特別な指定が必要なもの（凍結深度等）については、地域別に基準を設ける。

16. 対象とすべき畜舎のエリア②

- 過去20年間で畜産団地の建設計画があった都府県は11。
- そのうち、約半数の都府県では実現にいたらず。
- 今後の畜産団地計画も5都府県にとどまっている。

(問) 過去20年間で畜産団地の建設計画はあったか。
その計画は実現したか。



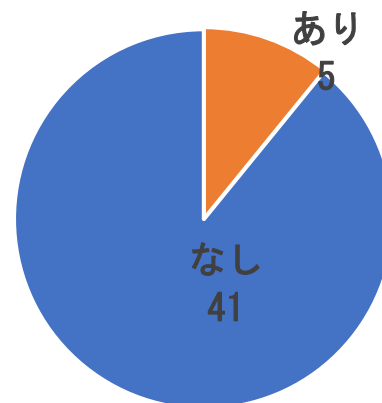
(実現した理由)

- ・ 補助事業による支援
- ・ 地元JAの取組

(実現しなかった理由)

- ・ 周辺住民の理解 (臭気、飲水)
- ・ 土地の確保
- ・ 財源の確保 (造成コスト)
- ・ 運営体制 等

(問) 今後、新たに畜産団地が建設される可能性はあるか。



(可能性あり)

- ・ 計画あり 2県
- ・ 計画未定 3県

(可能性がない理由)

- ・ 周辺住民の理解 (臭気、糞尿処理、外部環境、水質)
- ・ 家畜防疫上の問題
- ・ 土地の確保
- ・ 財源の確保 (造成コスト)
- ・ 事業実施主体の不在
- ・ 小規模農家の廃業
- ・ 大規模農家の法人化 等

※ 畜産団地：一定の区画・区域内に複数の畜産経営の畜舎が集合して畜産物の生産を行うこと。
主に、飼料の共同購入や畜産物の共同販売等により、流通コストの削減等を目指すもの。

16. 対象とすべき畜舎のエリア③

- 全国の畜産団地数は141。1団地当たりの平均戸数は約4.5戸。
- 畜産団地の中には、今後、畜舎の増改築を検討しているところも存在。

全国の畜産団地数及び平均戸数

地域	畜産団地数	平均戸数
北海道	—	—
東北	16	11.6
北陸	23	2.7
関東	12	3.6
東海	28	4.0
近畿	18	2.4
中国	3	7.0
四国	1	8.0
九州	25	3.4
沖縄	15	3.0
全国計	141	4.3

増改築の検討をしている団地数

34 / 141

17. 運用に当たっての留意点

- 建築士が新制度にコミットする場合、建築基準法と新制度による規制の差異がわかる対比表が必要
- 制度の運用に当たっての責任の所在を明確にすべき
- 畜産経営の規模は畜舎等の規模だけでなく、ふん尿等の処理が適切に行えるかどうかも制約要因

事業者

畜舎の利用に関する計画

- ・ 飼養する家畜の種類
- ・ 畜舎の規模、敷地の所在
- ・ 当該畜舎を利用する期間
- ・ 畜舎に立ち入る人数・時間
- ・ 利用計画の終期



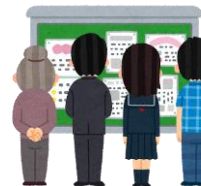
等

行政

- ・ 上記の計画が適切であること
 - ・ 事業者が家畜排せつ物処理法等の法令に違反していないこと
- 等を確保

左記を満たす計画に基づく畜舎等の建築を行う場合には**新制度の選択が可能**。

- ・ 関係市町村の同意
- ・ 当該畜舎等が、
 - ・ 新制度に基づくものであること
 - ・ いつまで存続するかについて掲示



行政

- ・ 計画通りに利用されているか等について、定期的に確認

(参考) 海外調査事例について

18. 海外の建築基準の体系

	日本	米国	カナダ	英国 (イングランド、 ウェールズ)	ドイツ	オーストラリア
法または コード	建築基準法／国土交通省 建築基準法施行令 ／国土交通省	モデルコード (IBC)／民間団体 (ICC) 州が制定する建築 コード／各州 ※建築物区分：タイプⅠ～ Ⅴいずれにも該当 ※用途区分：区分Ⅱ「農業 用施設」に該当 ※危険性区分：Ⅰ「農業用 施設」に該当	国家建築コード (NBC)／国立研究機関 (カナダ建築・防コード委員 会) 国家農業建築コー ド(NFBC)／国立研究 機関(カナダ建築・防火コー ド委員会) 州が制定する建築 コード／各州	建築法(BA)／国会 建築規則(BR)／国 務長官 承認文(Approved Documents)／国務長 官又はその指定するもの 英国規格(農業用 建築と構造に関す る規格：BS5502- 22(2013年版))／英 国規格協会	ドイツ建設法典／国 連邦モデル建築法 ／州大臣の作業委員会 州モデル建築法／各 州 ※ドイツ建設法典(条35 条)：外部区域 1. 農業、酪農業及び 林業 4. 環境に与える影響の ため、あるいは特定 の目的を果たすため に「外部区域」で行 われるべき活動 ※ドイツ連邦排出規制法： 家畜の収容規模(頭数) が一定数に到達した場合、 建設計画書の追加検査を 義務付け	オーストラリア建 築コード(BCA)／ オーストラリア建築基準評議 会 ○建築コードシリーズ(NCC) VOL.1 非戸建て住宅等 建築物基準 州が制定する建築 コード／各州 ※BCA建築クラス：7b、8、 10aのいずれかに該当 ※NCC(VOL.1)：セクション H3「農場の建物と農場の 小屋」に該当
権限	国	各州(地方政府)	各州(地方政府)	自治省、地方政府	各州	各州、準州政府
建築確認 許可者	建築主事または 指定確認検査機関	州(市・郡) ※民間委託している州も有	指定された第三者 機関	地方政府または 承認検査機関	地方当局	州または 民間確認検査員 ※市等に権限移譲している州 も有
畜舎に関 する特例	告示等／国土交通省	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和

19. 海外の建築基準の体系(米国①)

国

なし

法令・規格

民間団体 (ICC : International Code Council)

モデルコード (IBC : International Building Code)

作成・発行

参照

各州

制定

建築コード

業界の自主的
ガイドライン

なし

IBCによる建築物区分

タイプⅠ-A	耐火不燃建築（高層ビルなど）
タイプⅠ-B	耐火不燃建築（中層オフィスなど）
タイプⅡ-A	保護処理を施した不燃建築
タイプⅡ-B	保護処理を施していない不燃建築
タイプⅢ-A	保護処理を施した可燃建築
タイプⅢ-B	保護処理を施していない可燃建築
タイプⅣ	すべての建材の基準寸法が8インチ以上の いわゆる重量木材建設
タイプⅤ-A	保護処理を施した木造フレーム建築
タイプⅤ-B	保護処理を施していない木造フレーム建築

IBCによる建築物の用途区分

A-1～A-5	レストラン、美術館、商業施設など
B	事務所、銀行、郵便局、放送局など
E	教育施設など
F-1, F-2	工場など
H-1～H-4	危険物取扱所など
I-1～I-4	医療施設など
M	デパートなど
R-1～R-4	ホテル、住宅など
S-1, S-2	可燃物・不燃物倉庫
U	飛行機格納庫、農業用施設、塔など

IBCによる危険性区分

区分Ⅰ	人命に関わる危険性が低い建築物及びその他構造物 ・ 農業用施設 ・ 特定の仮設施設 ・ 小規模の格納施設
区分Ⅱ	区分ⅠⅢⅣに記載されているものを除く建築物及びその他の構造物
区分Ⅲ	事故の際に人命に重大な危険をもたらす建築物及びその他の構造物
区分Ⅳ	必要認定を受けた公共施設

区分Ⅰに許可される建築許容面積、制限高さ

Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ and Ⅳ		Ⅴ	
A	B	A	B	A	B	A	B
許容面積（平方フィート）							
制限なし	60,000	27,100	18,000	28,100	18,000	21,100	12,000
制限高さ（フィート）							
制限なし	160	65	55	65	55	50	40
1フィート=0.3048メートル				1平方フィート=0.09290304平方メートル			

参考：（株）矢野経済研究所による調査をもとに農林水産省にて作成

19. 海外の建築基準の体系(米国②)

米国（カリフォルニア州建築法）

建築許可免除

(Yolo郡)

- ・ 農業用具、干し草、穀物、鶏、家畜動物を格納するために設計・建築された構造物に適用
(人間の住居や、農産物や家畜動物の処理・加工・包装に従事するための場所であってはならない)

(Sonoma郡)

- ・ 周囲すべての敷地境界線から建築物まで60フィート以上の距離を確保
- ・ 非適用対象の建築物から当該建築物まで60フィートの距離を確保
- ・ カリフォルニア州建築法第2308節に準じ、長さ25フィートまでの木造構造とするか、組み立て式とする
- ・ 長さが25フィート以上、またはカリフォルニア州建築法第23条に準拠しない建築物は、技術者による設計を行なう
- ・ 階数は2階建てまで 等

(Sacramento郡)

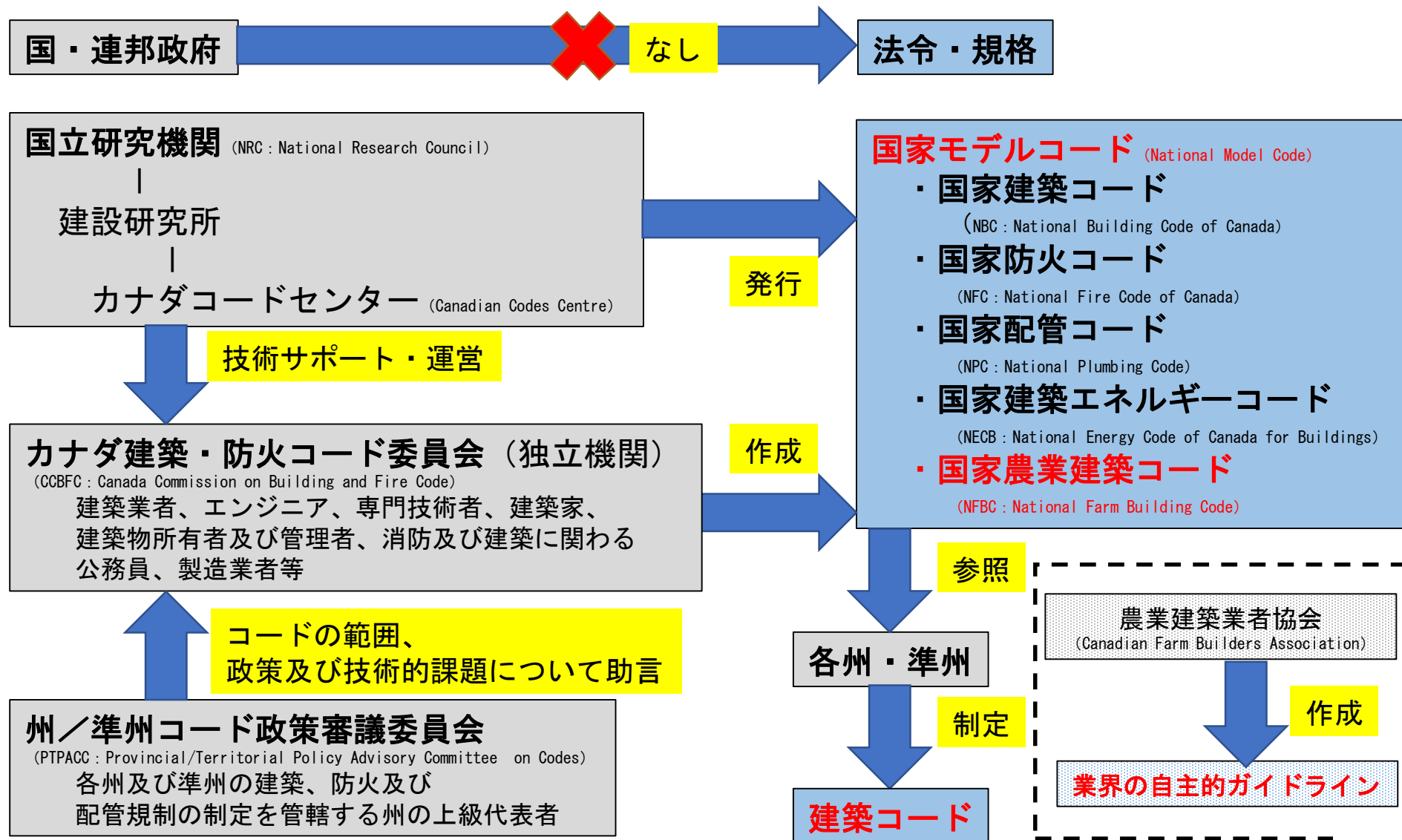
- ・ 農業用具、干し草、穀物、鶏、家畜動物を格納するために設計・建築された構造物に適用
(人間の住居や、農産物や家畜動物の処理・加工・包装に従事するための場所であってはならない)

緩和制度

(モデル建築基準(IBC) 危険品区分 I (畜舎))

- ・ 基本設計風速や耐震設計といった構造条件で他区分と比較し低い基準レベルが設定されている。ただ、他に様々な建築物の条件が加わるため、一般住宅と畜舎の定量的な基準値の比較はできない。

20. 海外の建築基準の体系(カナダ①)



20. 海外の建築基準の体系(カナダ②)

カナダ（オンタリオ州建築基準法）

農業用建築物の定義（国家農業建築コード：NFBC）

- ・ 住居を含まず、農業の目的によって建てられたものであり、本質的に農機や家畜及び作物の収納や、農業または園芸作物および飼料における生産、貯蔵、加工に使用される土地にある建築物またはその一部
- ・ 低い人的占有率（40㎡あたり1人以下の居住者数）

建築許可免除

（ノース・ダングス郡区）

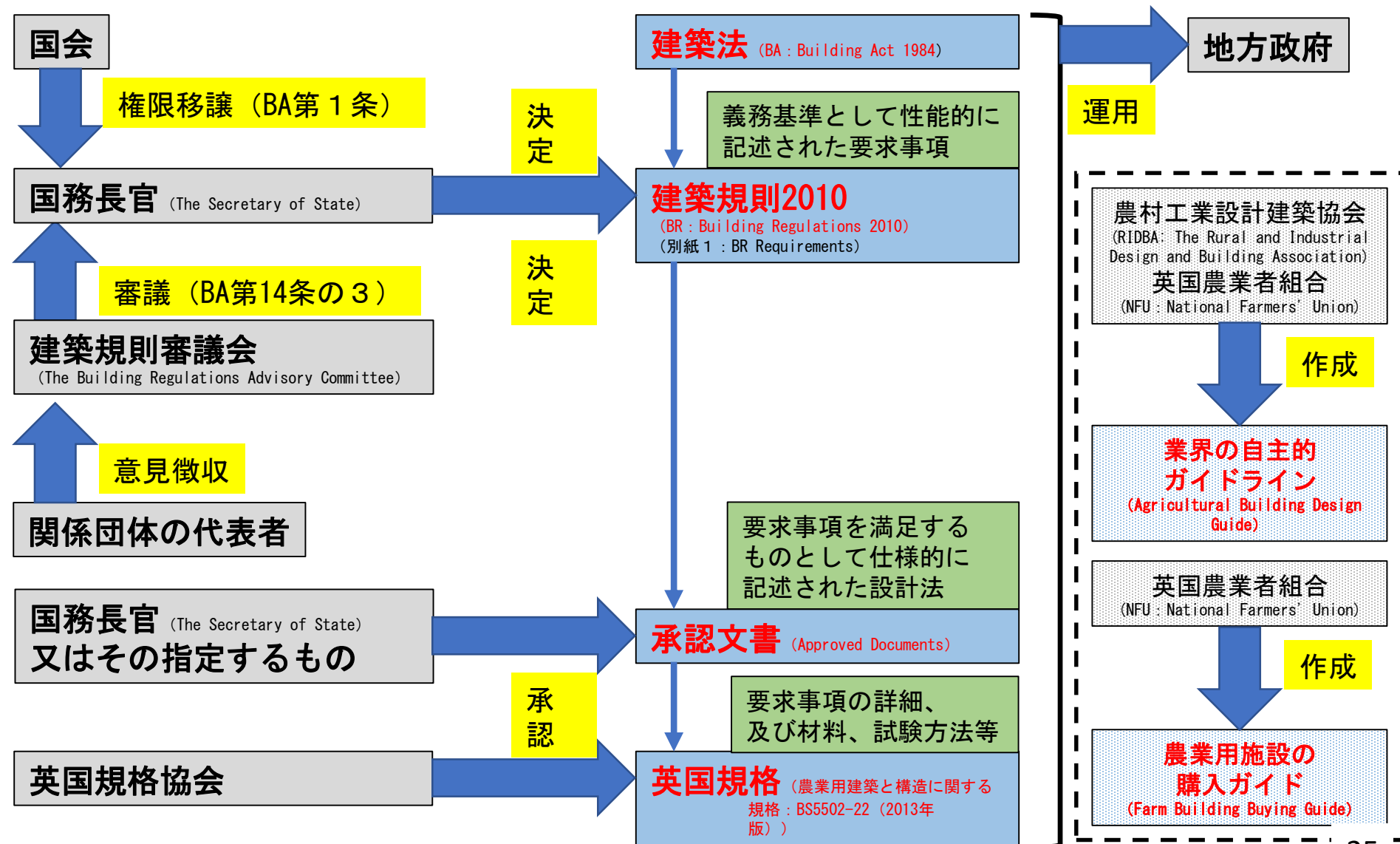
- ・ 既存の建造物に付属しない10 m²未満の建造物
- ・ 住宅を含んでおらず、農業に関連し、その実践に専念した土地における農業用建築物の解体
- ・ 柵の設置
- ・ 地上16.6メートル（54.5フィート）以下の通信塔の設置

緩和制度

構造荷重に関して、定量的な要求性能は規定に含まれておらず、農業従事者に対する建設に関するガイドライン、助言の範疇

- ・ 雪
- ・ 雨（特に雪解け時）
- ・ 風（耐風ブレースの設置は義務付けられている）
- ・ 肥料、飼料、トラクターや荷車などの装置の荷重に耐えうる構造になるよう設計すること

21. 海外の建築基準の体系(英国①: イングランド、ウェールズ)



21. 海外の建築基準の体系(英国②: イングランド、ウェールズ)

英国（イングランド、ウェールズ）

建築許可免除

農業用建築物の定義（建築規則：BR2010 規定除外建築物 区分3（Class3）「温室および農業用建築物」）

- ・ いかなる部分も住居として使用されないこと
- ・ 寝室がある建築物からその高さの1.5倍以上の距離をあけること
- ・ 建築物内のいかなる地点からも30m以内に出口を設けていること

（農業用施設の購入ガイド（Farm Building Buying Guide））

- ・ 農業用施設は、建物規制の対象外
- ・ 465㎡未満の農業用施設は、条件によっては一切の規制が不要となる可能性がある

緩和制度

（農業用建築と構造に関する規格：BS5502-22（2013年版） 区分2（Class2））

- ・ 人間の最大占有率については、100㎡あたり一日につき最長6時間1人まで、いかなる時間内でも10人を超えないものとする。第14.2条では短期間に限り占有率を緩和している。
- ・ 人間の住居または指定の高速道路から10mの最小間隔を設けること。
- ・ 設計寿命は最低20年とする。
- ・ 1階建てで、中二階階があっても地上階面積の50%を超えないこと。
- ・ 非環境荷重（雨や雪、風、地震）など自然現象ではない荷重は許可されない。

⇒ 区分2の建築物について、すべての荷重は区分係数0.9を乗じて計算

22. 海外の建築基準の体系(ドイツ①)

国

ドイツ建設法典 (Baugesetzbuch, BauGB)

決定

建築、住宅及び居住担当州大臣の作業委員会

(Arbeitsgemeinschaft der ruf des Bau-, Wohnungs-und Siedlungswesen
zus landigen Minister der Lander)

連邦モデル建築法 (Musterbauordnung, MBO)

採択

参照

(構造計算は「欧州構造基準 (ユーロコード) / CEN (欧州標準化委員会)」に基づく)

各州 (連邦16州)

業界の自主的
ガイドライン

なし

制定

州モデル建築法 (Landesbauordnung, LBO)

ドイツ連邦排出ガス管理規制

(Bundesimmissionsschutzverordnung)

家畜から排出されるガスから
近隣の農村と自然環境を保護

ドイツ連邦排出規制法

(Bundes-Immissionsschutzgesetz, BImSchG)

ドイツ連邦排出規制法に基づく家畜数及び申請手続き種別

家畜の種類	ドイツ連邦排出規制の適用対象及び追加審査 (公聴会) 必要	ドイツ連邦排出規制の適用対象となり簡易手続が必要 (追加審査 (公聴会) は不要)
鶏	40,000羽以上	15,000羽以上40,000羽未満
雌鶏	40,000羽以上	30,000羽以上40,000羽未満
ブロイラー	40,000羽以上	30,000羽以上40,000羽未満
七面鳥	40,000羽以上	15,000羽以上40,000羽未満
牛	(なし)	600頭以上
仔牛	(なし)	500頭以上
養豚	2,000頭以上	1,500頭以上2,000頭未満
雌豚	750頭以上	560頭以上750頭未満
仔豚	6,000頭以上	4,500頭以上6,000頭未満
毛皮獣	1,000頭以上	750頭以上1,000頭未満

参考：(株) 矢野経済研究所による調査をもとに農林水産省にて作成

22. 海外の建築基準の体系(ドイツ②)

ドイツ（シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州）

建築許可免除

【州建築規制第68条に基づく建築承認の免除】

- ・ 建築物が現在の土地開発計画の範囲に建てられている場合
- ・ 建築物が対象の土地計画の規定と矛盾しない場合
- ・ 建築物の敷地造成が確保されている場合

【州建築規制第63条に基づく建築手続が不要な建築物】

農業用建築物で人間の住居用ではなく、トイレや暖炉もなく、軒までの高さが4 m以下、収穫物や道具を格納し、畜産動物の一時的シェルターとして使用される建築物（計画書の提出は必要）

緩和制度

（欧州構造基準（ユーロコード）

：規格番号EN1990（構造設計の基礎）

重要等級CC1）

- ・ 農業用建築物は最も低い重要等級（Consequences class）“CC1” に分類されているため、最低基準値が緩和される場合がある

シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州の建築物種別

建築物の定義：覆いを持ち、独立し、使用可能な建築物。人間・動物・物品を保護する目的で建設され、人間が利用する。

タイプ1	高さ7 m以下、2棟以下、合計面積400平米以下で、自立する建築物
タイプ2	高さ7 m以下、2棟以下、合計面積400平米以下の建築物
タイプ3	高さ7 m以下のその他建築物
タイプ4	高さ13以下、各棟の面積400平米以下の建築物
タイプ5	地下階を持つ建築物など、その他建築物
特殊建築物	1,600平米を超える自立する建築物、特に危険物質を保管する建築物

23. 海外の建築基準の体系(オーストラリア①)

国

なし

法令・規格

オーストラリア建築基準評議会

(ABCB : Australian Building Codes Board)

作成

オーストラリア建築コード

(BCA : Building Code of Australia)

建築コードシリーズ

(National Construction Code Series)

- ・ Vol. I オーストラリアビルディングコード
(非戸建て住宅等建築物基準)
- ・ Vol. II オーストラリアビルディングコード
(戸建て住宅基準)
- ・ Vol. III オーストラリア設備コード
- ・ ガイド 非戸建て住宅等建築物用

参照

NCC (VOL. 1)

Section H	特殊用途建物	
	Part H1	クラス9bの建物
	Part H2	公共交通機関の建物
	Part H3	農場の建物と農場の小屋

各州

制定

建築コード

業界の自主的ガイドライン

なし

参考：(株) 矢野経済研究所による調査をもとに農林水産省にて作成

BCAによる建築クラス		
Class 1	Class 1a	戸建て住宅、耐火壁で区切られた建物
	Class 1b	ガレージを除く300㎡、12室を超えない宿舍など
Class 2	2戸以上の集合建物	
Class 3	クラス1または2以外の住宅。寄宿舎、ホテル、学校など	
Class 4	クラス5、6、7、8または9内の居室	
Class 5	クラス6、7、8、または9の建物を除く、商業目的で使用するオフィスビル	
Class 6	小売店舗。カフェ、レストラン、美容院、ショールームなど。	
Class 7	Class 7a	駐車場
	Class 7b	販売用商品、農産物の保管、展示用の建物
Class 8	販売用商品、農産物の加工、洗浄、梱包のための施設または建物	
Class 9	公共の建物	
	Class 9a	研究所を含む医療施設
	Class 9b	他のクラスを除く、小中学校内の研究施設、商業施設を含む建物
	Class 9c	高齢者介護施設
Class10	居住できない建物または構造物	
	Class 10a	ガレージ、カーポート、小屋など
	Class 10b	フェンス、アンテナ、擁壁など
	Class 10c	山火事避難所

23. 海外の建築基準の体系(オーストラリア②)

オーストラリア（ビクトリア州）

建築許可免除

(Victorian Building Regulations 2018 -規則280 「農地におけるClass10建物の免除」)

- ・ 主として農業に使用される土地に建設される1階建ての建物（農業用または農業用車両保管用）
- ・ 人が頻繁に、または長期間にわたって滞在していない
- ・ 同時に最高2人までしか人が入らない
- ・ 総床面積500㎡以下
- ・ 建築基準法で定義されている建物

農地の定義

- ・ 面積が2ヘクタール以上
- ・ 主に放牧、酪農、養豚、養鶏、養魚、樹木栽培、養蜂、ブドウ栽培、園芸、果樹栽培、あらゆる種類の作物の栽培に使用される
- ・ 商業目的で使用されている

建築場所が以下条件より離れている場合には、計画許可不要

- ・ 一般道路から20m
- ・ 主要道路（高速道路）から100m
- ・ 所有地の境界から5m
- ・ 他の所有者の住居から100m
- ・ 水路から100m

緩和制度

(オーストラリア建築コード (BDA))

- ・ 農場の建物は、Class7bまたはClass 8、Class10に分類されているため、最低基準値が緩和される場合がある

畜産施設のコストダウンにつながる提案

1、構造計画について

畜舎については、平成14年告示474号「特定畜舎建設物の構造方法……」にて構造計算上の設定荷重についての緩和（通常の建築物の7～8割程度）がなされておりこれ以上の緩和はよろしくないものと考えています。ただ、畜舎の特徴としては、開口部が多い、壁の少ない構造であることを考えると、建物がある程度変形しても倒壊までに至らなければそれでもよいのではないかと思います。現在の建築基準法の建物の変形角は最大1/120ですが、ほとんど壁がなく、または張壁が簡単な構造で追随性が確保できるものであれば、構造設計者の判断で変形角の基準を対象外にできることも一つのコストダウンとなるように考えます。

2、畜舎用途の建築物は、構造適合性判定を対象外とする

酪農における搾乳施設は、ロータリーパーラー等大スパンの建物が多くなってきている。そのことで建物の構造から適合性判定の対象になる建物が増えています。最近の搾乳施設では、パーラーと牛舎とが移動通路等でつながり一体での使用方法になっています。建築的には、建物が複数の畜舎から成り立っていても、移動通路のつながっていると、どんな広さになっても1棟の扱いになります。そのうち、パーラー1棟が適合性判定の対象になると、それに接続するすべての建物も適合性判定の対象になってしまうため、場合によっては適合性判定手数料だけで数百万円の出費になります。用途で適合性判定の対象外になれば、同じ構造の建物でも大きなコストダウンにつながります。

3、建築基準法22条地域内での畜舎屋根材の緩和

特定行政庁は、防火地域、準防火地域以外の市街地について技術的基準を求めています。現行では、それが市街地のみならず一律で大きな範囲を占めているのが実情です。そのため市街化区域以外にある畜産施設においてもその規制が適合され、畜舎建築の大きく影響する屋根材に負担がかかっております。これまでも告示1716号や1882号でも畜舎の実情やその周囲の状況から防火措置に関わる緩和が行われていることもあり、法22条地域内での畜舎屋根についても実情に合った対応を求めたい。具体的には、同じような構造の屋根板でも認定を受けていない材料は使えない。堆肥舎等で木造下地の屋根にポリカボネート板が使用できないなどがあります。

令和2年2月14日
(有)デーリィデザイン
一級建築士事務所

畜舎建築規制緩和に関する要望書

～国際競争力強化を目指した規制緩和を～

私たち株式会社丹陽は、「より安全で、より快適な、よりコストパフォーマンスに優れた商品のご提案」をモットーに、アメリカ、カナダの農業用建築技術（膜構造畜舎、グリーンハウス等）を独自のルートで国内に輸入し、創業より 20 年の間に国内約 200 棟の施工実績を積み重ねてまいりました。

主なお客様は北海道、東北エリアの農家様で、これまでに大小様々な農家様の経営を設備面からサポートさせて頂き、従来建築の約 50%のコストでの畜舎新設や、北海道の厳冬期における無加温でのトマト栽培を可能としてきました。また、これまでに地震、台風、豪雪による建屋の倒壊実績は「ゼロ」であり、構造技術の高さだけではなく、その安全面においても高い評価を頂戴しております。

そんな弊社が、これまでの農家様とのお付き合いの中で培ってきたノウハウを基に、今回の畜舎建築規制緩和に対して願います事を下記にてまとめさせて頂きました。

今回、御省が進められます畜舎建築に関する規制緩和が、農業従事者の皆様にとって、日本の畜産業の 10 年、20 年先を考えられるような制度となります事を切に願います。また、このような制度見直しの機会に、弊社が取り扱うような諸外国の新建築技術の存在も広く認知頂き、畜産農家の競争力強化に資する様々な手法が現場に取り入れられるきっかけとなれば幸いです。

株式会社丹陽
専務取締役
丹山 東彦

1. 日本の畜産経営を取り巻く現状

現在の日本国内における畜産経営は、通商・貿易制度の変遷や飼料価格・内需縮小など様々な構造的リスクを抱えています。また、世界規模の制度・飼料価格問題だけでなく、日本の畜産農家自身や日本農業の構造的課題も多く存在すると認識しております。

<畜産経営に迫る世界的なリスク>

- ・ TPP、日欧 EPA、日米貿易協定に起因する、海外の最新鋭大規模牧場の高品質・低コスト商品の国内流通の拡大と、それに伴う市場競争の激化。
- ・ 近隣諸国（主に中国、ロシア）での超大型畜産牧場の相次ぐ稼動、新興国需要への貿易競争激化。
- ・ 家畜の育成に必要な飼料価格の高騰（国内自給率約 28%、輸入飼料が占める割合は 70%以上）。

<畜産経営における国内的課題>

- ・ 少子高齢化による内需の縮小。
- ・ 既存農業従事者の高齢化と担い手不足による廃業問題（例として、酪農農家の全国戸数は直近 5 年で約 15%が消失）。
- ・ 直近 5 年という短期間での国内における建設コスト（建屋本体、基礎・土間、建設に関わる人件費）高騰が事業拡大の障害に。
- ・ 上がり続ける原価コストと、比例して上がらぬ国内の市場製品価値のギャップによる 1 次生産者の疲弊。
- ・ 畜舎運営の変革（オートメーション化による省力化など）により、人による作業を前提としてきた現行の建築安全基準にギャップが生じている。
- ・ 大型畜舎（開口 30m 以上）が主流であるアメリカや中国、欧州などの畜産先進国の畜舎設計とは逆行する、国内の畜舎設計基準（開口幅、高さ、畜舎面積に大きな規制あり）。

2. 畜舎建築に外国製資材を用いる際の課題

現行の日本の建築基準法関連規制は、一定規模以上の施設建築にあたり、JIS 規格を有しない外国製資材を用いることのハードルが高いと認識しており、日本の従来建築にはない大型農業の先進国で進む建築構造の安全面・価格面・運用面でのメリットを享受しきれていないのではと考えております。

※以下、(株)丹陽取扱商品を導入する際、農家様に過度な負担が寄せられた事例

- ・ 現行の建築基準法関連規制に照らし合わせた時、各地域の自治体による法令解釈が異なり、建設の可否に至る行政手続プロセスが不明瞭。（建築物／構築物等の判断基準が不明確であり、農家様は負担するコストの予見性確保が困難）
- ・ 安全の担保である構造計算資料が、たとえ大型農業先進国で安全性が証明されているものであっても、JIS 規格ではない点や、諸外国の規格と JIS の標準化には膨大なコストと時間がかかる側面からも、実質、適正に評価されず、建設許可のために不必要な仕様を追加しなくてはならないケースが存在。

これらの課題がありますが、当社取扱製品は国内大手牧場での採用実績もあり、従来建築にはない新建築構造のメリットを高く評価頂いております。（下部写真）

参考：（株）丹陽取扱商品 大開口型膜構造牛舎「タスコドーム」特徴

- 1) 独自設計のヘラクレスアーチ構造（ASTM 規格）により、中柱無しでの大開口（最大間口 100m 設計可能）と堅牢性を実現（基準設計風速 40m/秒、垂直積雪荷重 70cm）【写真 1、4】
- 2) 広々とした屋内空間が家畜の糞尿による臭気問題を解決、膜素材ならではの明るい屋内も生育にとって最適な環境を提供します。【写真 2、3】
- 3) 従来建築の 1/3 期間での竣工を可能とし、大幅な工期の短縮とコスト削減を可能にしております。
- 4) 農業分野に留まらず、米国空軍へも最新鋭の膜構造建築物を提供するアメリカのリーディングカンパニー製造品。厳正な米国規格（ASTM 規格）に裏付けられた高品質な建築物であり、米国大使館の推薦状も賜っております。

Ex) 岩手県奥中山牧場（年間搾乳量東北エリア No. 1）様では 2013 年に間口 30m 奥行 167m の大開口牛舎をはじめ、約 15,500 平米の新建築構造を採用頂き、その 3 年後には年間搾乳量 1 万トンを超える成果をあげられました。

>>奥中山牧場で採用されたアメリカ製膜構造牛舎 概要

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



3. 畜舎建築にかかる規制緩和への要望

■ 現行の法規制

法規制・確認申請手続き		
<u>建築基準法</u> 「建築確認申請手続き」	>>>	<u>安全担保の条件</u> 資材のJIS規格の有無 ※無ければ、他に安全性を証明する 多額の追加コストが発生

規制緩和

■ 競争力確保と安全性担保の両立を目指す仕組み

法規制・確認申請手続き	
畜舎建築向け新法 「畜舎建築に求められる適切な安全性評価手法の確立」	
～ 特定の規格に捉われない、 確実に低コストな安全性評価手法の確立を期待～	

現行規制は、実質的に JIS 規格を有する建設資材以外の参入が極めて困難であり、諸外国で安全性が担保されている資材・工法であっても、それらによる畜舎建築が阻まれている状態です。

国際競争力確保と安全性担保の両立を目指す新法による規制では、畜舎に求められる適切な安全性評価の手法を確立すると共に、JIS 等の特定の規格だけではない、諸外国で安全性が確立されている新技術の取り入れを可能にするルールを整備して頂きたいと存じます。

4. 在るべき未来の日本畜産業の姿

今回の規制緩和に向けた議論が、以下のような日本畜産業の発展に資するものとなるよう、畜産農家にとって真に有意義なものとなるよう、切にお願い申し上げます。

- ・ 世界トップ水準の安心、安全、高品質な商品を JAPAN ブランドとして全世界展開。
- ・ 世界トップレベルの生育環境（水、空気、気候）を活かした最上級品の生産。
- ・ 各国が欲しがめる様な最新鋭の JAPAN オリジナルの畜産技術の開発。
- ・ 親が子に誇れ、子が親に憧れる、畜産業という仕事。
- ・ 世界と闘う、「強い日本畜産集団」。